

仕様書

1 件名

建築物・建築設備点検業務委託（福井海上保安署ほか25件）

2 仕様

(1) 一般事項

①用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書(最新版)第1章第1節1.1.2による。

② 監督・検査職員は、第八管区海上保安本部長が任命した職員をいう。  
なお、施設管理担当者を兼ねる。

③業務仕様書の優先順位等

業務仕様書間に相違がある場合の優先順位は、次のイ、ロの順番とし、業務仕様書（本業務委託仕様書及び共通仕様書）に定めがない事項は、監督職員と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

イ 本業務委託仕様書

ロ 建築保全業務共通仕様書（最新版）

④受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

⑤業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに監督職員に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用は全て受注者負担とする。

⑥関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

⑦守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

⑧著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

⑨再委託承認申請書の提出

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

## (2) 業務内容

- ① 建築基準法（以下建基法という）第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律（以下官公法という）第12条第1項に基づく「建築物の敷地及び構造」の点検を行うこと。なお、点検方法は建基法平成20年国土交通省告示282号又は官公法平成20年国土交通省告示第1350号によるものとする。
- ② 建基法第12条第4項又は官公法第12条2項に基づく「昇降機以外の建築設備」の点検を行うこと。なお、点検方法は建基法平成20年国土交通省告示285号又は官公法平成20年国土交通省告示第1351号によるものとする。
- ③ 官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検を行うこと。

なお、確認方法は、国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成22国営管第482号、国営保第30号）によるものとする。

## (3) 点検対象

本点検業務の対象は別添1の○を付している点検に限る。また、2.

- (2) ①、②の建基法及び官公法12条にかかる点検については別添2に示す範囲のみとする。

## (4) 点検結果報告

各点検の報告様式は、以下の（財）建築保全センター発行（国土交通大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修）「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」の点検結果記録様式の準ずるものを使用し、棟ごとに作成すること。

・ 建基法及び官公法12条に基づく点検

- ① 定期点検記録（第一面～第四面）
- ② 点検記録表
- ③ 点検結果図
- ④ 関係写真
- ⑤ 建築設備測定表

・ 官公法13条に基づく支障がない状態の確認

- ⑥ 確認用チェックシート

※支障有の場合は④関係写真も添付すること。

※前回の報告書に関しては必要に応じ受注者が確認することができる。

## (5) 共通仕様書

### ① 業務担当者

- イ 点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって監督職員に通知する。

※氏名 ※生年月日 ※経歴書 ※点検に関する資格を証明するもの  
ロ 業務担当者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士（全ての点検業務が可）
- ・二級建築士（全ての点検業務が可）
- ・特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検に必要）
- ・建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検に必要）

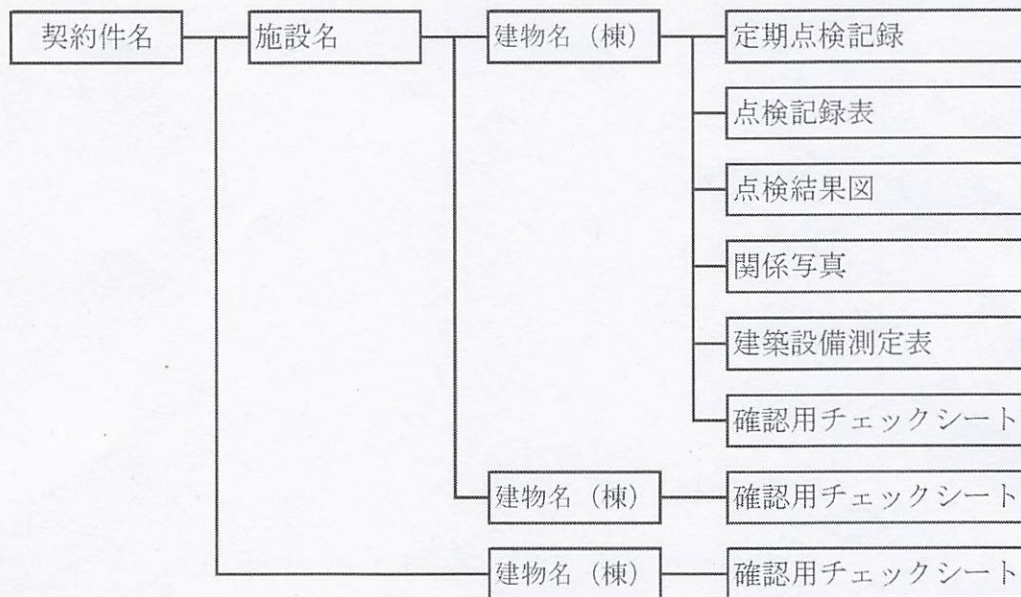
ハ 点検時に社員証などの身分のわかるものを携帯すること。

#### (6) 成果品

成果品はCD-R等記録媒体に電子ファイルとして収納して13部（本部1部、施設管理者ごとに各1部）提出すること。

なお、本部提出分には全施設を収納し、各施設管理者提出分は各管理施設のみ収納すること。電子ファイルは、Word、Excel（図面はJWW又はPDF）とし、メディアには、「令和8年度」「契約件名」、「施設名称」を示すこと。また、納品前にはウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行うこと。なお、提出された成果品は、これを発注者が他業務の受注者に貸与し、当該施設の維持管理等に使用する場合がある。

#### 【電子ファイル整理方法】



#### 【成果品提出先】

- ・別添1 施設管理者記載のとおり 計12部（各1部）

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901  
第八管区海上保安本部 総務部 経理課 施設係 1部

3 履行場所

別添1のとおり

4 履行期間

契約日から令和9年3月15日

5 検査

履行完了後、成果品（各施設監督職員へ提出）及び完了届を提出し検査職員  
の検査を受けること。

6 支払条件等

検査合格後、一括払い  
官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。  
なお、合同庁舎については、各入居官署において請求額を分担し、それ  
ぞれの官署からその分担した金額を支払うものとする。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と  
協議しその指示に従うこと。
- (2) 履行に際し、知り得た事実については他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部 総務部経理課 施設係  
0773-76-4100（内線2227）



建築物点検業務範囲表

項目			建築物の敷地及び構造			建築設備
			敷地	構造	仕上	
大分類	中分類	小分類				
建築設備						
敷地及び地盤	敷地	敷地	○			
		敷地内の通路	○			
		塀	○			
建築物の外部	基礎	基礎		○		
		躯体等		○		
	外壁	外装仕上材			○	
		窓サッシ等			○	
		空調室外機等				○
屋上及び屋根	屋上	屋上面			○	
	屋根	パラペット等			○	
建築物の内部	壁の室内に面する部分	屋根			○	
		機器及び工作物			○	
		躯体等(壁)	○			
	床	間仕切り壁	○			
		躯体等	○			
	天井	耐火構造の床	○			
	居室の採光及び換気	室内に面する部分			○	
居室の採光及び換気				○		
避難施設等	通路	建具			○	
		建具の外観及び作動			○	
	廊下	通路の確保状況			○	
		幅の確保状況			○	
	出入口	物品の放置の状況			○	
		出入口確保の状況			○	
	屋上広場	物品の放置の状況			○	
		屋上広場の確保の状況			○	
	階段	階段			○	
	防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	避雷設備			
煙突						○
煙突に設ける煙突						○
煙突に設ける煙突						○
防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火区画の部材の外観				○
		鉄骨の耐火被覆の外観				○
防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火区画を構成する床の外観	防火区画を構成する壁の外観				○
		防火区画を構成する壁の外観				○
防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火区画を構成する壁の外観	配管ダクト等の防火区画貫通処理の外観				○
		配管ダクト等の防火区画貫通処理の外観				○
防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火区画を構成する壁の外観	防火設備本体と枠の外観及び固定				○
		防火設備本体と枠の外観及び固定				○
防火区画を構成する各区分(防火設備を含む)	防火区画を構成する壁の外観	防火設備の作動				○
		防火設備の作動				○
換気設備						
換気設備を設けるべき調理室等	自然換気及び機械換気設備	排気筒、排気フードの状況				○
		設置の状況				○
		断熱の状況				○
	自然換気設備	可燃物、電線等との隔離距離				○
		風道等の設置状況				○
		煙突先端立上げ理の状況				○
機械換気設備	換気扇の換気状況				○	
	換気量				○	
	換気量				○	
排煙設備	排煙設備	排煙機等の外観、固定及び作動				○
		ダクト(排煙口等含む)の外観、固定及び作動				○
		非常用電源				○
		操作機器等の外観、固定及び作動				○
排煙設備	排煙設備	中央管理方式による制御の作動				○
		中央管理方式による制御の作動				○
		中央管理方式による制御の作動				○
		中央管理方式による制御の作動				○
非常用の照明装置						
照明器具	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				○
		使用電球、ランプ等				○
自家発電装置	予備電源	切替、点灯状況				○
		予備電源の性能				○
		予備電源の性能				○
	照度	照度の状況				○
		照度の状況				○
		照度の状況				○
自家発電装置	自家発電装置	非常用分岐回路の表示状況				○
		照明器具の取付状況、接続状況				○
		照明器具の取付状況、接続状況				○
自家発電装置	自家発電装置	電気回路の接続状況				○
		電気回路の接続状況				○
		電気回路の接続状況				○
自家発電装置	自家発電装置	配線の耐熱処理状況				○
		配線の耐熱処理状況				○
		配線の耐熱処理状況				○
自家発電装置	自家発電装置	常用電源から非常用への切替状況				○
		常用電源から非常用への切替状況				○
		常用電源から非常用への切替状況				○
自家発電装置	自家発電装置	自家発電装置の外観				○
		自家発電装置の外観				○
		自家発電装置の外観				○
自家発電装置	自家発電装置	自家発電装置の性能				○
		自家発電装置の性能				○
		自家発電装置の性能				○
給水及び排水設備						
飲料用の配管設備及び排水設備	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	取付状況				○
		配管の腐食及び漏水の状況				○
		配管が貫通する箇所の損傷防止措置状況				○
		配管が貫通する箇所の損傷防止措置状況				○
		継手類の取付状況				○
		保温措置の状況				○
		保温措置の状況				○
		配管の支持金物				○
		配管の支持金物				○
		飲料水系統配管の汚染防止措置状況				○
飲料用の配管設備	給湯設備	止水弁設置状況				○
		止水弁設置状況				○
		ウォーターハンマー防止措置状況				○
		ウォーターハンマー防止措置状況				○
飲料用の配管設備	給湯設備	給湯管及び膨張管設置の状況				○
		給湯管及び膨張管設置の状況				○
飲料用の配管設備	給湯設備	ガス給湯器の取付状況				○
		ガス給湯器の取付状況				○
飲料用の配管設備	給湯設備	ガス給湯器の煙突及び給排気部の構造				○
		ガス給湯器の煙突及び給排気部の構造				○
排水設備	その他	衛生器具				○
		排水トラップ				○
		排水トラップ				○
		排水漏れの状況				○
		排水漏れの状況				○
排水設備	その他	阻集器				○
		阻集器				○
排水設備	その他	排水管				○
		排水管				○

# 履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(受注者) 株式会社〇〇〇〇
-------------------

(再委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

## 再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長 ○○ ○○ 殿

受注者 住所  
氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「 (契約金額 (税込み) 円) に関して、下記のとおり申請するので、手続き方  
お願ひします。

## 記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）  
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠 [該当する項目に○を付す]
  - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
  - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
  - その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

受注者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。  
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。  
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 受注者は、発注者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長 ○○ ○○ 印